

起業支援事業 業務概要

1 業務内容

(1) 社会的起業家に対する補助金（以下「起業支援金」という。）の運営業務

ア 起業支援金の交付要綱の作成

補助事業者（以下「執行団体」という。）は事業の実施に際し、起業支援金の交付の
手続等に関する交付要綱を定め、県産業振興課長に協議の上決定するものとし、これ
を変更しようとするときも同様とする。

イ 起業支援金の事務局運営

- ① 起業支援事業の周知
- ② 起業支援事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ③ 起業支援金の公募
※ 公募は2回に分けて実施すること。
- ④ 審査会の開催、審査委員の選定・委嘱
- ⑤ 交付決定業務（申請書の受付、交付決定通知の発出等）
- ⑥ 採択した社会的起業家（以下「起業者」という。）の進捗状況管理、確定検査、起
業支援金の支払
- ⑦ 起業者の財産管理の監督
- ⑧ その他の事業管理に必要となる事項

(2) 起業者に対する伴走支援業務

起業者を伴走的に支援するとともに、起業者の事業終了後も地域で育てる仕組みが構
築されることを目的として、各地域の創業支援機関と連携し、起業者の育成・支援を行う
こと。具体的には以下のとおり。

ア 以下の全ての要件を満たす支援人材（以下「起業サポーター」という。）を各起業者
に割り当て、面談や電話による相談対応等、伴走的な支援を行うこと。面談回数の目安
は、事業期間中、概ね月1回とする。

- ① 資金調達、事業の進め方、広報等の経営実務に精通し、特に起業時期に特有の経営
課題を理解し、起業者の相談に対応できること。
- ② 起業者の課題や悩みを聞き取り、解決に導けるノウハウを持っていること。
- ③ 起業支援金の申請から実績報告まで、起業者が円滑に事業を執行できるよう、起
業者個々のニーズやタイミングに応じた支援ができること。
- ④ 起業者の求めに応じて、面談やメール、電話等で必要な支援が提供できること。
- ⑤ 起業者が事業をスムーズに執行できるよう、交付申請書の作成から実績報告書の
作成まで、事務処理上のルールを指導できること。

イ 起業者に対する支援内容を記録できるデータベースをオンライン上に設置し、執行
団体、起業サポーター及び県の3者が情報共有できるようにすること。

(3) 業務の報告

ア 業務について、県に月1回以上書面で報告し、その他必要に応じて報告や協議を行
うこと。

イ 起業者の事業化状況を県に報告すること（5年間）。

2 起業支援金

(1) 採択件数、補助上限額、補助率

審査の上30件程度を採択し、200万円を上限として対象経費の2分の1以下を補助すること。

(2) 支給に関する要件

ア 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 次の(a)又は(b)に該当すること。

(a) 県の交付決定日以降、起業者の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

(b) Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で第二創業する者

※ Society5.0: IoT、AI、ビッグデータ、ロボット、自動走行車等を活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※ 第二創業：これまで行っていた事業とは異なる事業を新たに始めること。

② ①における会社及び個人事業主は、以下の定義に該当する中小企業者であること。

業種分類	定義
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

(注1) ゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

③ 次のいずれかに該当する者（みなし大企業）ではないこと。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格額2分1以上を同一大企業が所有している中小企業者。
 - ・ 発行済株式の総数又は出資価格額3分2以上を大企業が所有している中小企業者。
 - ・ 大企業の役員又は職を兼ねている者が、総数2分1以上占めている中小企業者。
- ※ 大企業とは、上記②で定義する中小起業者以外の事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除く。

④ 福島県内に居住していること、若しくは起業支援事業の事業期間完了日までに福島県内に居住することを予定していること。

⑤ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を福島県で行う者。

⑥ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

- ⑦ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

イ 対象となる事業に関する要件

- ① 社会的事業として次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ・ 福島県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - ・ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - ・ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
- ② 起業するにあたり、デジタル技術が活用されていること。
- ③ 福島県の管内で実施する事業であること。
- ④ 県の交付決定日以降、事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

3 県の関与について

- (1) 起業者の決定に際しては事前に県に協議するものとする。
- (2) 県は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- (3) 執行団体は、事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに県に報告するものとする。